

後期高齢者医療に 加入している皆さんへ

医療保険料の軽減率が 変わりました

誰もが安心して医療を受けられる社会を維持し、高齢者と若者との間での公平な負担が図られるよう、負担能力に応じて保険料を納める必要があります。そのため、4月に保険料の軽減率が変わりました。

①一定以上の年収のある人に、その年収に応じて納めていただく部分（所得割）と、②全員に納めていただく定額部分（均等割）の合計です。所得割額は個人の年収に応じて、均等割額は世帯の所得に応じて軽減されます。

①所得割額が変わる人
年収約153万円～年収約211万円の人の所得割は、平成28年度まで特例的に5割軽減されていましたが、平成29年度は2割軽減されます。

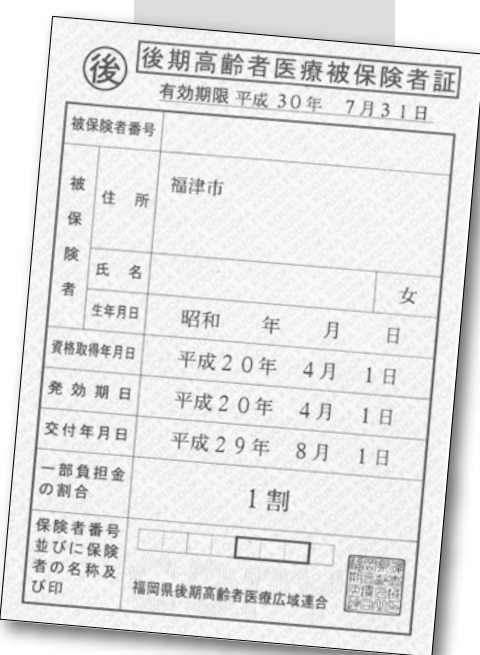
元被扶養者で、特定の要件に該当する人の均等割は、平成28年度まで特例的に9割軽減されていましたが、平成29年度は7割軽減されます。

元被扶養者とは
75才になる前日に、家族の所属する会社の健康保険などで被扶養者だった人

特定の要件の例
○単身の人で、年金収入が168万円を超える場合
○75歳以上の夫婦2人世帯で、一方の年金収入が168万円を超える場合

医療保険料額決定
通知書を送付します
平成28年中の所得に基づいて、平成29年度の後期高齢者医療保険料額を決定しました。通知書を7月中旬に郵送します。

新しい被保険者証を送付します
現在、限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）を持っている人は、有効期限が7月31日（月）までとなつて



▲8月1日（火）からは「水色」の被保険者証です。

現在の被保険者証の有効期限は7月31日（月）までです。8月1日（火）から使える「水色」の新しい被保険者証を、7月下旬に簡易書留で郵送します。

また、平成28年中の所得に基づいて、平成29年8月から平成30年7月までの1年間の医療費の自己負担割合（1割または3割）の判定を行っています。昨年の自己負担割合から変更になっている場合もありますので、新しい被保険者証を必ずご確認ください。

減額認定証の 更新について

現在、限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）を持っている人は、有効期限が7月31日（月）までとなつ

ています。減額認定証を持っていて、平成29年度の世帯全員が住民税非課税の人には、8月1日（火）から使える新しい減額認定証を7月下旬に郵送します。

減額認定証とは

世帯全員が住民税非課税の人は、入院または高額な外来診療を受ける際に減額認定証を医療機関窓口に表示すると、医療費の自己負担が限度額までとなり、入院時の食事代も減額されます。新たに減額認定証の交付を希望する人は、市保険年金医療課医療係または津屋崎行政センターで申請手続きが必要です。

問い合わせ 市保険年金医療課 ☎43・8128、県後期高齢者医療広域連合 ☎092・651・3111

子どもの予防接種はもうお済みですか？

市いきいき健康課保健指導係 ☎34・3352



市が無料で実施し、積極的に接種を勧めている予防接種は下の表のとおりです。子どもの感染予防と症状の軽減のため、対象年齢に該当する子どもを持つ保護者は、接種状況を母子健康手帳で確認して、計画的に接種を進めましょう。接種期限を過ぎると有料になります。接種を受けに行くときは、事前に医療機関に予約の有無や予防接種の時間帯等を確認し、母子健康手帳と該当の予診票を持って行きましょう。市が発行した予診票がお手元にない場合、母子健康手帳を市いきいき健康課保健指導係に持参してください。再発行します。

予防接種の種類	回数	対象年齢	期限を過ぎた場合 1回にかかる料金(目安)
B型肝炎	3回	生後12か月(1歳)未満※母子感染予防として接種した人は対象外	7,000円
BCG(結核)	1回	生後12か月(1歳)未満	7,600円
ヒブ(Hib)	1~4回	※接種開始月齢で回数が異なります	生後2か月~60か月(5歳)未満
小児用肺炎球菌 (細菌性髄膜炎等)	1~4回		生後2か月~60か月(5歳)未満
ポリオ (不活化ワクチンによる)	4回※経口(飲む)生ワクチンを1回接種した人は3回	生後3か月~90か月(7歳半)未満 ※経口(飲む)生ワクチンを2回接種した人は不活化ワクチンの接種は不要	10,200円
四種混合 (百日咳・ジフテリア・破傷風・不活化ポリオ)	4回	生後3か月~90か月(7歳半)未満	11,000円
水痘[水ぼうそう]	2回	1歳~3歳未満※水ぼうそうにかかったことがある人は対象外	9,300円
二種混合 (ジフテリア・破傷風)	1回	11歳~13歳未満	5,400円
日本脳炎1期	3回	生後6か月~90か月(7歳半)未満	7,600円
日本脳炎2期	1回	9歳~13歳未満	
日本脳炎予防接種の特例措置について 平成7年4月2日から平成19年4月1日生まれの人で計4回の接種が終了していない人は、20歳になる誕生日前日まで無料で接種できます。また、平成19年4月2日から平成21年10月1日生まれの人で1期(3回)を7歳半未満までに終了していない人は、未接種分を2期の期間(9歳~13歳未満)に無料で接種できます。			
麻しん・ 風しん 混合	MR1期	1回	生後12か月(1歳)~生後24か月(2歳)未満
	MR2期	1回	次年度就学予定の人※平成29年度対象者は平成23年4月2日~平成24年4月1日生の人

熱中症に 要注意!

熱中症は毎年、梅雨明けから急増します。重症の場合は命に関わることもあります。高齢者や、乳幼児は特に注意が必要です。

予防法

- 十分な睡眠とバランスのよい食事を心がけ、体調を整えましょう。
- 通気性のよい服装で過ごしましょう。外出時は帽子や日傘を忘れず、体調の悪い日の外出は控えましょう。
- 暑い日は、のどが渇いていなくても定期的に水分補給しましょう。大量の汗をかいたときは塩分も補給できるスポーツドリンクがお勧めです。※スポーツドリンクは糖分が多いため、通常の水分補給は水かお茶にしましょう。
- 気温や湿度が高く、風がない日は、屋内でも熱中症は発生します。特に高齢者や乳幼児のいる家庭では、日中はエアコンや扇風機を上手に使いましょう。

症状と対処法

- 軽い症状** 目まい、立ちくらみ、筋肉がつる、汗が止まらない
↓涼しい場所で、服を緩めて休む。冷たいタオルを手足に当てて体を冷やす。水分と塩分の補給のためスポーツドリンクなどを少しずつ何回かに分けて飲む。
- 中等度の症状** 頭痛、だるさ、吐き気、嘔吐
↓涼しい場所で、足を高くして休む。薄い塩分(塩、塩飴、梅干などでも可)を含んだ水かスポーツドリンクを飲む。濡れたタオルで体を拭き、風を送って冷やす。念のため病院へ。
- 重度の症状** 反応が鈍い、言動がおかしい、意識がない
↓すぐに救急車を呼ぶ。救急車が来るまで水や氷などで首や脇の下、足の付け根などを集中的に冷やしたり、霧吹きで身体に水分を吹きかけ、うちわなどであおいたりして体を冷やす。
※意識のない時は水分を与えない。